

宮崎県環境情報センター運營業務等の委託に係る 企画提案競技実施要領

1 趣旨

県の環境教育の拠点である宮崎県環境情報センターの運営と宮崎県次世代エネルギーパーク活用推進事業の遂行に係る委託先を決定するため企画提案競技を実施する。

2 業務の内容

令和8年度宮崎県環境情報センター運営等に係る業務委託仕様書のとおり

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料の上限

委託料は14,436千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※このうち、宮崎県次世代エネルギーパークの活用推進に関する業務は1,300千円を上限とする。

※本企画提案競技は、その契約に係る予算が議決となり、予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

※委託料は原則、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、法人（営利・非営利を問わない。）であって次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。
- (3) 県内において、環境保全に関し幅広い分野を対象とした実践活動に携わっていること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は

特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和8年2月24日(火) |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和8年3月10日(火) |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和8年3月18日(水) |
| (4) 審査結果の通知 | 令和8年3月下旬頃 |
| (5) 契約締結 | 令和8年4月1日(水) |

8 企画提案競技の実施方法

(1) 質問事項の対応

- ① 受付期間 公示の日から令和8年3月10日(火)午後5時まで
- ② 受付方法 別紙「質問書」によりファクス又は電子メールにて提出すること。
(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- ③ 回答方法 軽微なものを除き、質問者に電子メール又はファクシミリで回答するほか、県ホームページで公表する。(質問者名は公表しない。)

(2) 企画提案書等の提出

- ① 提案は、1者につき1案までとする。
- ② 提出物
 - ア 企画提案書(様式1、2)8部
 - ・様式1は添付資料を除いて1ページとすること。
 - ・様式2は任意の資料を含め10ページまでとすること。
 - ・A4用紙縦置き横書きとし、フォントは12ポイントを基本とすること。
 - ・様式2は、ページ番号を挿入すること。
 - イ 見積書 1部
 - ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
 - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)
 - ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
 - ・見積書の内、委託に係る一般管理費は委託料の10%を上限とする。
 - ウ 定款等 各1部
 - ・定款
 - ・前年度の事業報告書
 - ・収支計算書
 - ※前年度の事業報告書および収支計算書は、所轄庁に提出している書類
 - ・役員名簿
 - ※役員名簿については、氏名・生年月日が記載されていること。
 - エ 県税の納税証明書 1部
 - オ 誓約書 1部(様式3)

③ 提出期限・提出先・提出方法

- ア 提出期限 令和8年3月18日(水)午後5時(必着)
- イ 提出先 宮崎県環境森林部環境森林課(13参照)
- ウ 提出方法 郵送又は持参

(3) 審査方法

複数の審査委員において、別添の審査基準表により、企画提案書等の関係書類について書類審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(4) ヒアリングについて

書類審査による企画提案競技方式とするが、必要に応じて企画提案内容について個別ヒアリングを実施することがある。個別ヒアリングを実施する場合、時間場所は別途連絡する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(6) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(7) (6) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、原則精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

12 注意事項

この業務委託は、当該業務に係る令和8年度宮崎県一般会計予算が議決となり、令和8年4月1日以降で、当該事業の予算の執行が可能となることが条件である。

13 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁7号館2階）
担 当	宮崎県環境森林部環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当 井上
電 話	0985-26-7084
ファックス	0985-26-7311
電子メール	kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp